

水俣紛争一カ月ぶりに幕

きのう契約書に調印

水俣漁民の被害補償（水俣病関係を除く）問題は二十九日新日窒水俣工場と同市漁協双方があつせん案を受諾、三十日午前十時すぎから同工場会議室に中村市長らのあつせん委員全員、工場側池田本社常務、西田工場長ら、漁協側淵上組合長ら交渉委員十人が集まり契約書を審議した。

まず中村委員長から早く円満に契約書が調印の運びとなるよう双方の同意を得たいとあいさつ、漁民側から納得のいくあつせん案の字

句訂正を要望、あつせん委員から基本内容をこわさない程度の字句の訂正ならよいとの返答があり漁協、工場双方とも字句の訂正を協議したがなかなかまとまらず正午まえいったん休憩、午後一時すぎから同七時まで意見をのべあい、漁民側から字句の訂正はこん後の問題もありわれわれの納得のいく訂正をしてもらいたいとあつせん委側に要望した。

これに対し同委員側は双方の言い分をきいたが、結局追加補償金二千万円、漁業振興資金千五百万円計三千五百万円の件などは原案通りきめたが、工場汚悪水浄化装置問題などでは契約書原文の「こんどの印交で工場側が漁協側に対し回答した工場

汚悪水浄化装置を来年三月、三十一日までに完成することおよび残さいなどの処理を十分にすることを条件とする」との条項のうち「および」以下を削除し完成することを条件とするとし削除の部分は別に覚書においてこむことなどまとまり、双方正式に契約書を作成、同書を取りかわし同八時がつきり工場側久山総務部長が契約書を朗読、同廿五分三者調印を終り約一カ月にわたった紛争もここに円満解決した。